

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十六年十二月七日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽マルナカ矢掛本陣店

所在地 小田郡矢掛町矢掛二六五五―二ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 中山 明憲

3 変更事項

（変更前）

- (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 三千三百二十二平方メートル
- (2) 駐車場の収容台数 百五十二台
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前十時
- (4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
午後八時（株式会社ザグザグ及び株式会社大創産業は午後七時。ただし、年間五十日に限り午後九時）
- (5) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前九時三十分から午後八時三十分まで（ただし、年間五十日に限り午前九時三十分から午後九時三十分まで）
- (6) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後八時まで

（変更後）

- (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 三千二百十平方メートル
- (2) 駐車場の収容台数 百三十七台
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前九時
- (4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 午後十時
- (5) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から午後十時三十分まで
- (6) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後九時まで

4 変更年月日

- (1) 平成十六年十二月十日（大規模小売店舗内の店舗面積の合計、大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻、大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻、来客が駐車場を利用することができる時間帯及び荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯）
- (2) 平成十七年八月十日（駐車場の収容台数）

二 届出年月日

平成十六年十一月三十日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十六年十二月七日から平成十七年四月七日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び井笠地方振興局総務振興部総務振興課